

現在・未来のくらしに役立つ情報誌

総務省



MIC

Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC MONTHLY MAGAZINE

創刊300号

12

2025 December
Vol.300

P.2

特集 国民参政 135 周年・
普通選挙 100 周年・婦人参政 80 周年

選挙のあゆみと今

HANAZONO RUGBY STADIUM

MIC NEWS01

P.12

労働力調査を実施しています

MIC NEWS02

P.14

「三ない運動」を徹底しよう!

～政治家の寄附禁止ルール～

① 政治家の寄附は禁止（贈らない）！
② 政治家の寄附を求めない！ ③ 受け取らない！

P.15

高市内閣・総務省の新体制

P.8

地方のかがやき

東大阪市 大阪府

冬至

令和7年の冬至は
12月22日です。その
週末から、このスタジアム
で全国高校ラグビー大会の
熱戦が繰り広げられます。

表紙の写真：花園ラグビー場（東大阪市）

特集 国民参政135周年・普通選挙100周年・婦人参政80周年

選挙のあゆみと今

本年は、わが国の選挙史において大きな節目の年です。第1回衆議院議員総選挙が執行され、国民が初めて国政に参加するようになってから135年、満25歳以上の男子による普通選挙が確立されてから100年、そして女性が選挙権を得るようになってから80年という、記念すべき年に当たります。また、選挙権年齢が満18歳以上に引下げられてから10年に当たる年でもあります。

選挙権は、主権者である国民の基本的権利であり、選挙は民主政治の根幹を支えるものです。国民一人一人が責任と自覚を持って自由に政治に参加し、選挙権を確実に行使することが、日本の民主主義をさらに発展させる原動力となります。

今年7月に行われた参議院議員通常選挙では、投票率が58.51%と、前回は6.46ポイント上回りましたが、投票率は全般的に低下傾向が続いています。

私たちの選挙権は、長い歴史の中で、多くの先人たちの努力によって手に入れてきたものだということを心にとどめ、改めて国民参政の意義や選挙の大切さを再確認していただければ幸いです。



第1回帝国議会の様子（出典：憲政記念館）



第1回衆議院議員総選挙の際に使用された投票箱（出典：憲政記念館）

これまでの
選挙制度の歴史を
年表で振り返って
みよう



選挙制度の主な沿革

明治7(1874)年	民撰議院設立の建白（板垣退助ほか）
明治14(1881)年	国会開設之勅諭（約10年後の明治23年を期して国会を開設することが述べられる）
明治22(1889)年	大日本帝国憲法発布 衆議院議員選挙法制定 （制限選挙（直接国税15円以上を納付する満25歳以上の男子）小選挙区制）
明治23(1890)年	第1回衆議院議員総選挙 （有権者数約45万人（全人口の約1.1%））
明治33(1900)年	衆議院議員選挙法改正（納税要件緩和（10円以上）大選挙区制）
大正8(1919)年	衆議院議員選挙法改正（納税要件緩和（3円以上）小選挙区制）
大正14(1925)年	衆議院議員選挙法改正（男子普通選挙の実現（満25歳以上の男子）中選挙区制）
昭和3(1928)年	第16回衆議院議員総選挙
昭和20(1945)年	衆議院議員選挙法改正 （完全普通選挙の実現（満20歳以上の男女）大選挙区制限連記制）
昭和21(1946)年	第22回衆議院議員総選挙
昭和22(1947)年	参議院議員選挙法制定 衆議院議員選挙法改正（中選挙区制） 第1回参議院議員通常選挙（全国区・地方区） 日本国憲法施行
昭和25(1950)年	公職選挙法制定 （衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、地方自治法中の選挙関係規定を統合する形で制定）
昭和57(1982)年	参議院全国区制の廃止、拘束名簿式比例代表制の導入
平成6(1994)年	衆議院中選挙区制から小選挙区比例代表並立制へ
平成10(1998)年	在外選挙制度創設
平成12(2000)年	参議院比例代表選挙に非拘束名簿式を導入
平成27(2015)年	選挙権年齢引き下げ（満20歳以上→満18歳以上） 参議院選挙区選挙において、一部の県で合同選挙区を設置
平成30(2018)年	参議院比例代表選挙において、特定枠制度を導入

選挙の始まり 初の国政選挙 明治23(1890)年

明治7(1874)年、藩閥政治に対する不満から、板垣退助ら8名は、国民が選んだ議員で政治を進めるべきという「民撰議院設立建白書」を政府に提出しました。以後、国会開設を求める運動が盛んになり、それを受けた明治政府は、明治14(1881)年に「国会開設之勅諭」を発し、10年後に国会を開くことを約束しました。

そして明治22(1889)年2月11日に大日本帝国憲法と同日に衆議院議員選挙法が公布され、明治23(1890)年7月1日、第1回衆議院議員総選挙が執行されました。

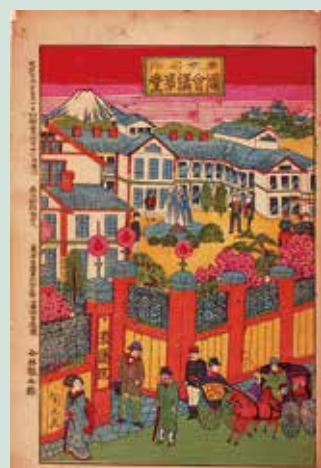
しかし、この選挙の有権者は、直接国税15円以上を納める満25歳以上の男子に制限されており、有権者数は約45万人で全人口のわずか約1.1%に過ぎませんでした。

以後、選挙権の拡大を求める声の高まりにより、2回にわたり選挙法が改正され、有権者の数は次第に増えていきました。

	明治23(1890)年 第1回衆議院議員総選挙	明治35(1902)年 第7回衆議院議員総選挙	大正9(1920)年 第14回衆議院議員総選挙
要件	25歳以上の男子 直接国税15円納税	25歳以上の男子 直接国税10円納税	25歳以上の男子 直接国税3円納税
有権者数	約45万人(1.1%)	約98万人(2.2%)	約307万人(5.5%)
全人口	約4,090万人	約4,450万人	約5,580万人



衆議院議員選挙法(国会図書館:蔵)



国会議事堂の錦絵
(国立公文書館:蔵)



男子普通選挙の実現 大正14(1925)年

普通選挙を求めるいわゆる普選運動は、明治中期以降続けられ、また、議会においても明治35年以来、男子普通選挙を求める法案が度々提出されましたが、いずれも成立しませんでした。

第一次世界大戦後、大正デモクラシーの気運の高まりのなかで、大正14(1925)年3月29日に普通選挙法が成立し、5月5日に公布されました。

これは最初の法案提出から15回目で23年目の成果でした。

	昭和3(1928)年 第16回衆議院議員総選挙
要件	25歳以上の男子 納税要件「なし」
有権者数	約1,241万人(20%)
全人口	約6,200万人



女性の参政権獲得、完全普通選挙の実現 昭和20(1945)年

婦人参政権を求める声は明治初頭からありましたが、女性は法律で政党に加入したり政治集会に参加することが禁止されていました。

明治末から誕生し始めた婦人団体は、参政権獲得を訴えてきました。

第二次世界大戦後の昭和20(1945)年12月17日、衆議院議員選挙法が改正され、女性も男性と同じ条件で選挙権、被選挙権を持つことになり、ここに今日の男女平等の普通選挙制度に到達し、新しい時代の息吹の中で完全な国民主権の議会制民主主義が誕生しました。

また、選挙権の年齢要件は満25歳から20歳に、被選挙権の年齢要件も満30歳から満25歳に引下げられました。

	昭和21(1946)年 第22回衆議院議員総選挙	令和7(2025)年 第27回参議院議員通常選挙
有権者数	約3,688万人(48.7%)	約1億359万人(84%)
全人口	約7,570万人	約1億2,330万人

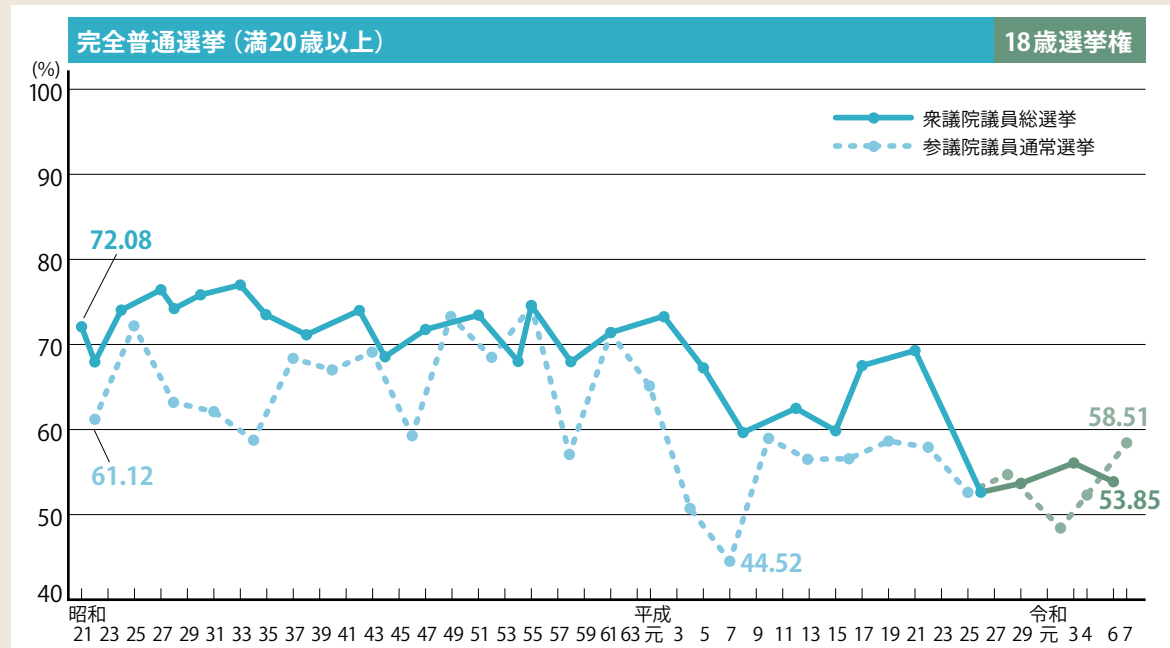
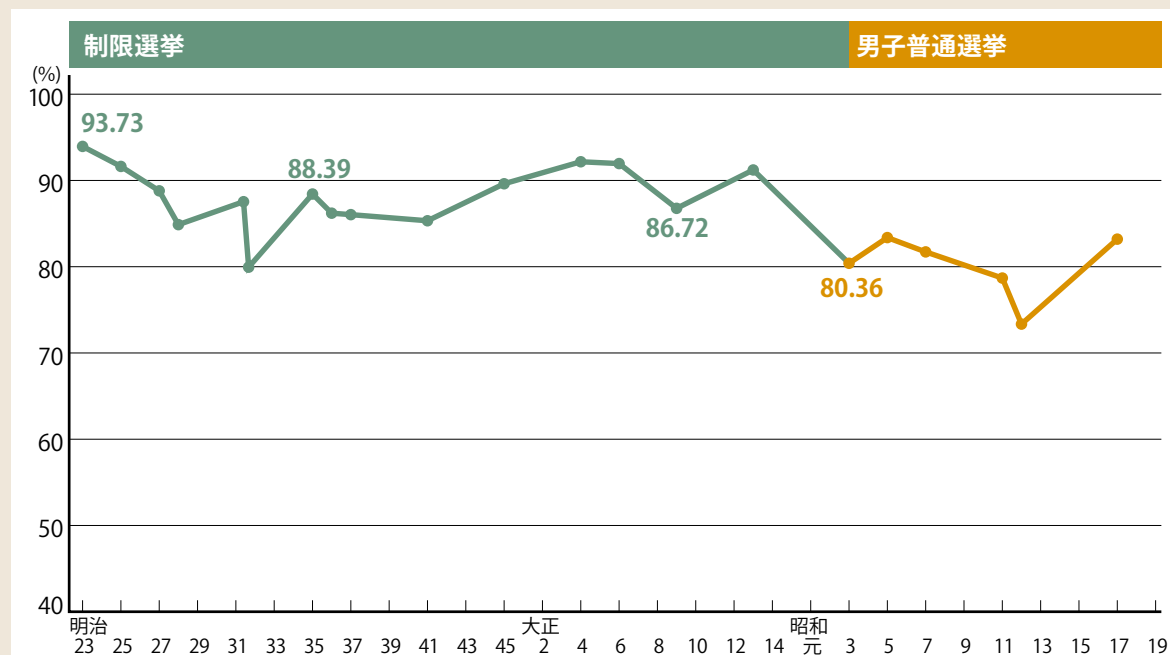


初めての投票を行う女性達
(出典:昭和館)

投票を呼びかける
啓発ポスター
(出典:昭和館)



投票率の推移



- ◆初めての国政選挙（明治 23(1890) 年衆議院議員総選挙）の投票率は93.73%でした。制限選挙下での投票率は概ね 80～90%で推移しました。
- ◆男子普通選挙での初めての国政選挙（昭和3(1928) 年衆議院議員総選挙）の投票率は80.36%でした。男子普通選挙下での投票率は、概ね 80%で推移しました。
- ◆完全普通選挙での初めての衆議院議員総選挙（昭和 21(1946) 年）の投票率は72.08%、初めての参議院議員通常選挙（昭和22(1947) 年）の投票率は61.12% でした。その後、昭和の時代においては、概ね 60～70%で推移していましたが、平成以降、低下傾向にあります。

選挙権年齢の引下げ 平成 27(2015) 年

平成27(2015)年 6 月、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引下げられ、平成 28(2016)年 7 月に執行された第24回参議院議員通常選挙から適用されました。

諸外国においては選挙権年齢を18歳としている例が多く、少子高齢化の進む日本において、次代を担う若い方々も、日本や地域のあり方を決める政治に関与してもらいたいという意図がありました。選挙権年齢の引下げは70年ぶりの大きな出来事でした。



平成27年実施
制度周知ポスター

各国の選挙権年齢（抜粋）

21歳	シンガポール、レバノン
20歳	カメルーン、台湾
18歳	米国、英国、イタリア、インド、オーストラリア、韓国、スイス、スペイン、フランス、ロシア
17歳	ギリシャ、インドネシア
16歳	ブラジル、アルゼンチン、オーストリア

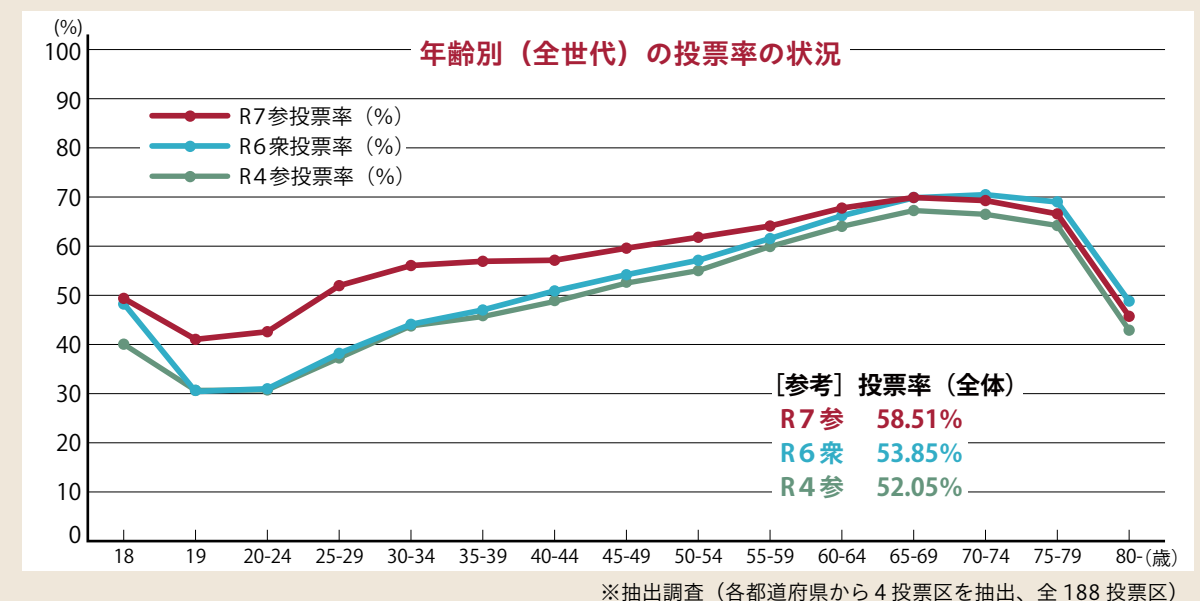
※ IPU ホームページを基に作成

積極的な投票参加を

近年の選挙結果を見ると、投票率は低下傾向にあります。特に若い世代の投票率は低く、その要因として政治や選挙に対する無関心などが指摘されています。

私たちの選挙権は、先人達が長い歴史の中で手に入れてきた大切な権利です。

この機会に改めて「選挙の大切さ」を確認するとともに、国や地域・社会で起きている出来事・問題等を自分ごととして捉え、考え、様々な情報の中から判断し、そして積極的に投票に参加しましょう。





東大阪市が所有する「東大阪市花園ラグビー場」は、全国高校ラグビー大会の舞台として知られる。地元の小中学生を対象にした教室や、高校OBの交流大会なども開催され、幅広い世代がラグビーを楽しんでいる。

ラグビーのまち



製造業の事業所数は全国5位^{※1}、事務所密度(1kmあたり1076)は全国1位^{※2}を誇る。世界的な最先端技術から日々の暮らしに欠かせない技術まで、「東大阪市でつくりえないものはない」と言われるほど高い技術を有する企業が集積。

※1 令和3年経済センサス活動調査
※2 令和3年経済センサス活動調査による事業所数4,000以上の都市で比較

モノづくりのまち



歴史ある神社仏閣なども多い東大阪市。写真の国史跡・重要文化財「鴻池新田会所」は、江戸時代の豪商・鴻池善右衛門宗利が開発した新田の管理・運営を行った施設。江戸時代中期以降の古建築群や庭園、民具などを見学できる。

歴史のまち



ラグビーとモノづくりのまちで
人と人をつないでみんな笑顔に

東大阪市



大阪府

Higashiosaka-City Profile

生駒山のふもとから河内平野にひろがる東大阪市は、大阪府の中央部に位置する。充実した鉄道網と高速道路で都心へのアクセスもいい。昭和42年に布施市・河内市・枚岡市の三市合併により誕生。令和9年に市制60周年を迎える。

人口：478,379人（令和7年9月末現在）
面積：61.78km²
URL：https://www.city.higashiosaka.lg.jp/



東 大阪市は大阪市・堺市に次いで大阪府内第3位の人口を擁する中核市です。西は大阪市に隣接し、大阪都市圏の一角を担い、暮らしやすさと都市機能が調和したまちです。

市のシンボルは、日本ラグビーの“聖地”花園ラグビー場。平成3年3月に「ラグビーのまち東大阪」を表明し、ラグビーのもつ「力強さ・たくましさ」「連帯性・団結力」「友情・すがすがしさ」というイメージを生かしたまちづくりを進めています。

文化創造館 音響と鑑賞環境に優れた大小のホールを備える市民憩いの施設。市民が持ち寄った本で本棚を埋めていく「まちライブラリー」も人気。



ツツジロール（なるかわ園地）

大阪府政100周年事業として整備された自然公園。4月末～5月初旬には、つづら折りの歩道沿いにツツジが咲き誇る。



菜の花（恩智川沿い）

近鉄東花園駅周辺を流れる恩智川沿いでは、3月下旬～4月中旬に菜の花が見頃を迎える。桜並木とのコラボレーションも。



司馬遼太郎記念館

国民的作家で名誉市民でもある司馬遼太郎氏の想いや作品と対話できる記念館。設計は安藤忠雄氏。高さ11mの吹き抜け空間に広がる大書架は圧巻。



枚岡神社（秋郷祭）

河内国一之宮の古社。年末の「注連縄掛神事」は、宮司の笑い声に合わせて参拝者が20分間笑い続ける“お笑い神事”として知られている。

学生のまち

東大阪市内には、近畿大学（写真）や大阪商業大学、大阪樟蔭女子大学、東大阪大学の4大学をはじめ多くの学校があり、若い力が集まっている。



東大阪ジャンクション

阪神高速東大阪線と近畿自動車道が交差するジャンクション。市役所22階の展望ロビーからは、日本夜景遺産にも認定されている美しい夜景を一望できる。



五條堂 鴻池花火

5種類のフレッシュフルーツを生クリームやこし餡、滋賀県産羽二重餅で包んだフルーツ大福。見た目も華やかで贈答品やふるさと納税の返礼品としても人気。

人がつながり、未来を“つくる”まち

東大阪市は、日本の産業を支えてきた「モノづくりのまち」です。近年は市内26の駅前で週末にマルシェを開くなど、人と人とのつながりを“つくる”ことにも力を注いでいます。また、花園ラグビー場を中心に、障がいの有無や世代を問わず誰もがスポーツを楽しめる環境を整備。市民の健康や幸せを“つくる”活動が広がっています。さらに、子育て支援施策も府内でトップクラスの充実ぶりです。こうした取組が良い循環を生み、転入超過が続くなど、新たな活気がまち全体に広がっています。

東大阪市長 **野田 義和**

東大阪カレーパン会&トライくん

ご当地グルメとして、ラグビーボールに形が似ているカレーパンを広める活動を推進中。東大阪市マスコットキャラクターのトライくんと連携し、イベントやPRなどで盛り上げている。





令和8年度より、所得制限なしで2歳児の保育料無償化を実施。



中学校給食の実施に加え、令和6年度から小学校5・6年生、令和7年度から小学校1～4年生の給食費の無償化を開始。

在宅子育て家庭への支援も強化。こども誰でも通園制度の実施などの取組を進めている。

安心して子育てができるまちをめざして
「子どもファースト」推進中!

子どもたちが笑顔になり、子育て世代が安心してこどもを産み育てられるまちをめざし、令和5年11月に「東大阪市子どもファースト推進本部」を設置。ロードマップに基づく4か年計画をスタートさせ、令和7年度に小中学校給食費の無償化完成、令和8年度は2歳児の保育料無償化や在宅子育て家

庭への支援強化、令和9年度は中学生への塾代助成（所得制限あり）や小中学校修学旅行の原則無償化と、次々に施策を展開しています。

今後は、こどもの意見を施策に反映したり、放課後の居場所を増やしたりと、さらに“子どもファースト”の視点を重視した取組が進められています。



地域課題を自分ごと化する 地方創生 ラウンドテーブル

従来の市民会議では、参加者が固定化しやすく、意見の偏りが生じるといった課題がありました。これを解消し、より幅広い声を市政に反映するため、令和5年度から開始したのが「ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル」です。年4回の会議には、無作為抽出で選ばれ



これまで「子どもファーストなまちづくり」、「子どもファースト実現と高齢者のウェルビーイング」をテーマに開催。



市内在住の18～75歳（無作為抽出）と、市内在住・在学の中高校生（公募）が参加。



全国に先駆けて導入 電話リレーサービス 「手話リンク」



手話リンクを使って必要書類などを相談し、対面が必要なときのみ手話通訳が同行するなど、柔軟な対応も可能。

聴覚障がいのある方は電話でのやりとりが難しく、ちょっとした相談でも市役所に出向く必要がありました。また、手話通訳派遣事業の利用もFAXでの申請が必要で、若い世代には使いづらい状況でした。こうした課題を解消するため、今年6月に全国の市区町村で初めて「手話リンク」を導入。市ホームページ内にある「手話でお問い合わせ」の文字



パソコンやスマートフォンのビデオ機能を利用し、手話通訳オペレータを介して担当課へ電話ができるしくみ。

をクリックすると、手話通訳オペレータを介して市役所の各課と通話できるシステムです。今後は他部署のページにもリンクを拡大するなど、誰もがアクセスしやすい行政窓口をめざしています。

さまざまな 啓発イベントも実施



聴覚障がい者のオリンピック「東京2025デフリンピック」の選手と市民の交流イベントを開催。



「手話言語国際デー」は世界中がブルーライトに染まる日。これに合わせ、花園ラグビー場のメインゲートがブルーにライトアップされた。



高校ラグビーのOBが参加する大会「マスターズ花園」で行われた、ブラインドサッカー体験イベントの様子。



大好きな地元で
横のつながりを育む
イベントを開催!



EN(えん)～円になってつながる縁～代表
上田絵梨香さん

看護師として働きながら、地元の若江岩田地域を盛り上げるイベントを主催しています。高齢者や子ども、子育て世代が交流し、顔の見える関係を築くのが目標です。会場では看護師の立場から声かけや健康相談も行い、病気になる前から地域の人とつながることで、「地域看護」の視点でも関わりを広げています。



地元の公園で開催される「朝市ENマルシェ」。物産展や縁日遊びなどで賑わう。

労働力調査を実施しています

**労働力調査は
毎月実施
しています**

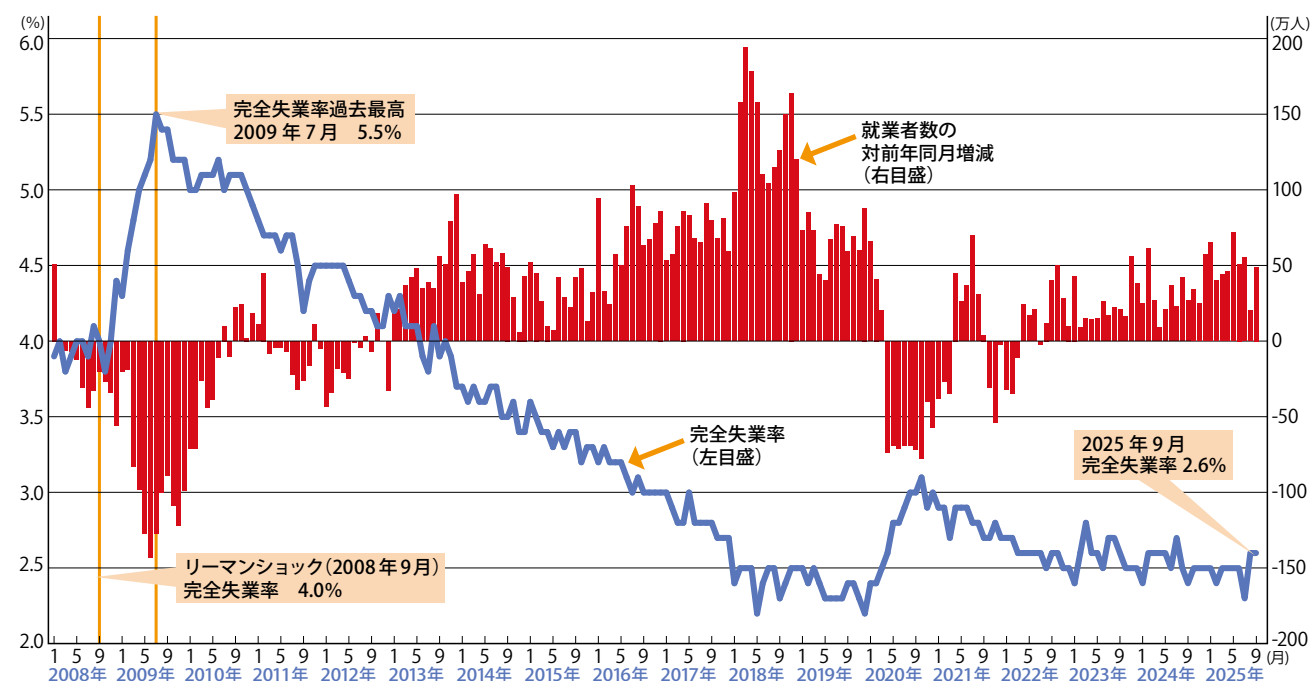
労働力調査は、我が国の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法[※]という法律に基づく国の重要な統計調査(基幹統計調査)です。全国から無作為に選定された約4万世帯を対象として、総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施しています。

労働力調査の結果は毎月集計・公表しており、調査の結果から、「完全失業率」や「就業者数」などがわかります。

また、調査の結果は、政府が行う景気判断に欠かせないものとなっているほか、国や地方公共団体が雇用失業対策を立案する上で、最も基本的な資料として活用されています。

※統計法では調査対象の方に報告(回答)義務を、調査に携わるものには守秘義務を規定しています。

就業者数の対前年同月増減及び完全失業率の推移



労働力調査の結果は様々なところで利用されています

- ・政府の景気判断や雇用政策
- ・国民経済計算(GDP等)の推計
- ・審議会などで、労働状況を把握するための基礎資料
- ・男女共同参画白書、こども白書などにおける分析
- ・持続可能な開発目標(SDGs)の進捗を測るための指標としてデータを提供



**統計調査員が
訪問します**

調査対象として選定された世帯には、統計調査員が訪問し、調査書類を配布し、調査への回答をお願いします。統計調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員で、顔写真付きの「調査員証」を必ず携帯しています。



**インターネット
での回答が
簡単・便利**

調査への回答にあたっては、インターネットで回答するか、紙の調査票で回答するかを選択いただけます。インターネットで回答する場合は、パソコン・スマートフォン・タブレット端末から、いつでもご都合のよい時間に簡単に回答できるため便利です。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



**皆さまに
労働力調査を
もっと知って
ほしい!**

総務省統計局ホームページ内に「労働力調査かんたんガイド」を掲載しています。労働力調査とはどんな調査なのか、誰が対象となるのか、いつの時点の調査なのか等をイラストや図とともに説明しています。「労働力調査」や「完全失業率」についてもっと知りたい方はぜひご覧ください。

詳細は
こちらから

◆労働力調査の結果はインターネットからもご覧になれます。
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/>

労働力調査

検索

アクセス方法

総務省統計局ホームページからアクセスできます!
(スマートフォンは二次元コードからもアクセスいただけます)
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/kantan/index.html>



「三ない運動」を徹底しよう！

～政治家の寄附禁止ルール～ ① 政治家の寄附は禁止(贈らない)！
② 政治家の寄附を求めない！ ③ 受け取らない！

年末年始の贈り物、ちょっと待って！ 政治家への寄附のお願いは、法律違反になることも！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会の多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに知っていただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により**禁止**されています。

× 寄附はNO！

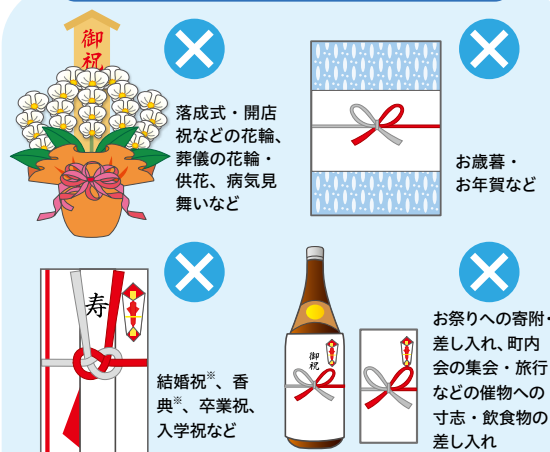
× 頼むのもNO！

× もらうの絶対NO！

明るい選挙のために「三ない運動」を徹底しましょう。



政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

● 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

● 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

● 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

● 政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

● 政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。

● 請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

なるほど!選挙「寄附の禁止」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。



高市内閣・総務省の新体制

高市内閣の発足に伴い、林総務大臣、堀内総務副大臣、高橋総務副大臣、中野総務大臣政務官、梶原総務大臣政務官、向山総務大臣政務官が就任しました。



総務大臣 林 芳正

山口県出身
昭和 36 年 1 月 19 日生まれ
平成 7 年 7 月 参議院議員初当選
当選 5 回
令和 3 年 10 月 衆議院議員初当選
当選 2 回
平成 20 年 8 月 防衛大臣 (福田 (康) 改造内閣)
平成 21 年 7 月 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策) (麻生内閣)
平成 24 年 12 月 農林水産大臣 (第 2 次安倍内閣)
平成 27 年 2 月 農林水産大臣 (再任) (第 3 次安倍内閣)
平成 29 年 8 月 文部科学大臣、教育再生担当 (第 3 次安倍第 3 次改造内閣)
平成 29 年 11 月 文部科学大臣、教育再生担当 (第 4 次安倍内閣)
令和 3 年 11 月 外務大臣 (第 2 次岸田内閣)
令和 4 年 8 月 外務大臣 (第 2 次岸田改造内閣)
令和 5 年 12 月 内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当、拉致問題担当 (第 2 次岸田第 2 次改造内閣)
令和 6 年 10 月 内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当、拉致問題担当 (第 1 次石破内閣)
令和 6 年 11 月 内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当、拉致問題担当 (第 2 次石破内閣)

副大臣



堀内 詔子

山梨県出身
昭和 40 年 10 月 28 日生まれ
平成 24 年 12 月 衆議院議員初当選
当選 5 回



高橋 克法

栃木県出身
昭和 32 年 12 月 7 日生まれ
平成 25 年 7 月 参議院議員初当選
当選 3 回

大臣政務官



中野 英幸

埼玉県出身
昭和 36 年 9 月 6 日生まれ
令和 3 年 10 月 衆議院議員初当選
当選 2 回



梶原 大介

高知県出身
昭和 48 年 10 月 29 日生まれ
令和 4 年 7 月 参議院議員初当選
当選 1 回



向山 淳

埼玉県出身
昭和 58 年 11 月 19 日生まれ
令和 6 年 10 月 衆議院議員初当選
当選 1 回

編集後記

editorial note

12月号をお読みいただきありがとうございます。おかげさまで広報誌「総務省」は今号で 300 号を迎えました。

今回、地方のかがやきでご紹介したのは、花園ラグビー場を有する「ラグビーのまち」大阪府東大阪市です。現在はラグビー以外にもスポーツイベントなどを開催し、車椅

子スポーツ専用のコートを整備するなど、ラグビーに限らない「スポーツのまち」政策を推進しています。「手話リンク」は聞こえない人と聞こえる人を結ぶ、法人向けの電話リレーサービスです。東大阪市は今年 6 月に全国の市区町村で初めてこのサービスを取り入れました。これまで電話での問合せが

難しかった聴覚障害者の方も、市役所などに出向くこと無く電話で問合せができ便利になりそうです。「手話リンク」は総務省でも導入しています。末尾になりましたが、今回ご協力いただきました皆さまには心より感謝申し上げます。(広報室 C.H)

● 広報誌「総務省」についてのご意見・ご要望は、電子メールでお寄せください

MAIL ▶ kohoshi@soumu.go.jp

みんなの **声** から始まる、
ニッポンのより良い **未来** づくり。

労働力 調査



調査員が伺いましたら、ご回答お願いいたします。

労働力調査って？

わが国の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的とした調査で、「統計法」に基づき国が都道府県を通じて毎月実施しています。

調査の結果から何がわかるの？

毎月、報道される「就業者数」や「完全失業率」などがわかります。また、結果は雇用対策や景気判断などに活用されています。



統計法に基づく国の統計調査です。調査結果の秘密の保護に万全を期します。

労働力調査に関する詳しい情報はこちら

労働力調査 検索 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

労働力調査の結果は、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の現状を確認するためにも活用されます。



総務省統計局・都道府県